

物件調査申込み

必要書類を提出して申請してください



調査・媒介契約

調査後、媒介契約を締結してください



登録・情報公開

市のホームページ等で情報を提供します



交渉の通知

利用申込みがあった場合、連絡します



交渉・契約

媒介業者の媒介による交渉・契約

物件登録～契約までの流れ 空き家物件所有者(売りたい・貸したい)

(1) 物件調査の申し込み

空き家・空き地等の売却・賃貸を希望される所有者の方は、物件調査の申請をしてください。
市の職員と媒介業者で現地調査を行います。

空き家バンク制度物件調査申込書申請書（様式第1号）

添付書類：登記事項証明書（土地・建物）

公課証明書（土地・建物）

(2) 物件の現地調査

媒介業者と市の職員が現地調査に伺います。

調査の結果、大規模修繕を必要とする物件などは登録できない場合があります。

（建物を解体し、土地を登録することもできます。）

(3) 媒介契約

物件登録を希望する場合は、媒介業者と媒介契約を締結していただきます。

(4) 登録申し込み・登録通知

物件調査後、登録を希望される場合は、次の書類を提出してください。

内容を確認し、登録済証を交付します。

空き家バンク制度所有者等登録申込書（様式第2号）

空き家バンク制度所有者等登録カード（様式第3号）

添付書類：媒介契約の写し

空き家等の図面、写真その他状況が分かるもの

(5) 情報の公開

市のホームページ等で情報を公開します。

▽登録事項に変更があったとき

登録の内容に変更が生じた場合は、次の書類を提出してください。

所有登録者登録事項変更届出書（様式第5号）

登録事項の変更内容を記載した所有者カード

▽登録を取り消したいとき

物件の登録を取り消したい場合は、次の書類を提出してください。

所有者台帳登録抹消申込書（様式第7号）

(6) 物件交渉の連絡

利用申し込みがあった場合、連絡します。

(7) 物件の交渉・契約

媒介業者の媒介により交渉・契約していただきます。

（成約時には仲介手数料が必要になります。）

